平成 25 年度　地域活性化総合特別区域評価書【正】

作成主体の名称：　秋田県

１　地域活性化総合特別区域の名称
　　レアメタル等リサイクル資源特区

２　総合特区計画の状況
①総合特区計画の概要
　家電等金属系使用済製品のリサイクル推進により、レアメタル等金属資源供給基地の形成、県内リサイクル関連産業の振興、雇用創出及び県内経済の活性化、国内金属資源の安定確保、資源循環型社会の構築等を図るため、規制の特例措置や財政・金融上の支援措置等を活用しながら、廃棄物の広域移動や効率的リサイクルの推進のほか、排出自治体等の処分コストや環境負荷の低減、トレーサビリティの確保、循環型社会形成の意識の向上に係る取組を行っていく。

②総合特区計画の目指す目標
ア　家電等金属系使用済製品のリサイクル推進によるレアメタル等金属リサイクル資源供給基地の形成
イ　金属資源の県内への集約と金属資源供給能力向上による県内リサイクル関連産業の振興及び県内における関連産業の雇用創出による県内経済の活性化
ウ　国内金属資源の安定確保
エ　資源循環型社会の構築
オ　家電等金属系使用済製品の国内における適正リサイクル量の増加
カ　静脈産業への新規参入及び物流システムの活性化による経済社会の活力の向上及び持続的発展の実現

③総合特区計画の指定時期及び認定時期
平成２３年１２月２２日指定
平成２４年　９月２０日認定
平成２４年１２月１１日変更申請（区域）
平成２５年　２月１５日認定（区域）

３　目標に向けた取組の進捗に関する評価（別紙１）
①評価指標及び留保条件
評価指標（１）：特区に搬入されたリサイクル対象となる家電等金属系使用済製品の回収量（秋田県内）
数値目標（１）：30t/年(H22.3)→600t/年(H29.3 末) [H25 年度実績 233t、進捗度 65%]
評価指標（２）：特区に搬入されたリサイクル対象となる家電等金属系使用済製品の回収量（全国）

数値目標（２）：30t/年(H22.3)→10,000t/年(H29.3 末）［H25 年度実績 3,594t、進捗度 359%］

②寄与度の考え方

該当なし

③総合特区として実現しようとする目標（数値目標を含む）の達成に、特区で実施する各事業が連携することにより与える効果及び道筋

特区では、実現目標として「家電等金属系使用済製品等のリサイクルの推進によるレアメタル等資源の集約、供給基地の形成」等を掲げ、平成２９年３月末に約１０，０００ｔ／年の家電等金属系使用済製品を県内に集約したい考えであるが、その実現のためには、本特区以外の地域からの受け入れを強化する必要があることから、今後廃棄量の増加が予想される未利用資源のリサイクルシステム構築に向けた調査・検討を行っていくほか、特区制度における財政支援や県独自の助成制度などにより、リサイクル関連事業者等の取組を支援する。

なお、本県の小型家電回収等の取組が認められ、廃棄物処理法の一部規制緩和が実現した「小型家電リサイクル法（平成２５年４月施行）」であるが、本県リサイクル事業者の法における認定事業者の指定がずれ込んだことなどにより、平成２４年度に比べ使用済小型家電の回収量は減少した。この点に関しては、市町村の法制度への参画を促進し、早期に県全域で法に取り組める体制が構築できるよう必要な施策を実施する。

今後も特区内におけるリサイクル関連産業の創出・育成を促進するため、廃棄物等の未利用資源の有効活用や事業化に関連事業者と共に調査・検討等を実施していくほか、「小型家電リサイクル法」への取組を推進するなど、資源循環型社会の構築に向け官民一体となり取り組んでいく。

④目標達成に向けた実施スケジュール（別紙１－２）

平成２５年度は、金属系使用済製品の副産物である廃基板の受入が一定量あり目標は達成できたが、今後大幅な伸びが期待できないため、廃棄量が増加すると見込まれる未利用資源、例えば、太陽光発電システム（ＰＶパネル）等へのリサイクルネットワーク構築など、リサイクル事業拡大に向け特区財政支援等を活用した取組を進めていく。

また、本県における「小型家電リサイクル法」への取組が遅れていることから、市町村の法制度参加に向けた取組を実施する。

なお、県独自でも、リサイクル事業者に対する助成事業、新たなリサイクル事業可能性調査や資源循環型社会を構築するための普及啓発事業を実施するとともに、事業者のニーズを踏まえた上で、必要に応じて規制緩和措置要望等を行っていく。

４　規制緩和を活用した事業の実績及び自己評価（別紙２）

一般地域活性化事業：産業廃棄物管理票（マニフェスト）の送付期限緩和（廃棄物処理法）

自治体の運用により、送付期限を越えての金属系使用済製品の保管も可能との見解が示されたことから、県内のリサイクル事業者にニーズの把握を行ったが、現状では期限の緩和を要するほどの受入需要がないとのことであり、本県の廃棄物担当部署と協議を行うに

も、支障が生じている状況等を示せなければ運用方針等を決められないことから、検討には至っていない。

国の見解は示されていることから、今後もリサイクル事業者からのニーズを把握しながら、必要に応じ運用方針等について検討を行っていくこととする。

５　財政・税制・金融支援の活用実績及び自己評価（別紙３）

財政支援：使用済小型家電プラスチックの高度選別による新型雨水貯留槽の製品化事業
（イノベーション実用化ベンチャー支援事業）

本事業において開発された新型雨水貯留槽では、生産効率が向上し製造コストの低減に繋がるとともに、現状に比べ高強度な製品を製造することが可能になったことから、製造原価を抑えることができ、かつ付加価値のある製品の製造に繋がるものと考える。

なお、雨水貯留槽は、貯留槽としての用途だけでなく、最近は軟弱地盤の改良工法部材や液状化現象対応部材としても注目を浴び、販売数量が伸びていることから、製造企業の売上増加、延いては本県リサイクル産業の活性化に寄与するものである。

税制支援：該当なし

現時点で、現在の特区の中での活用は予定していない。今後、地域協議会の中で要望があれば、必要な税制支援制度の創設等について提案していく。

金融支援（利子補給金）：０件

平成２５年度は、地域協議会において自治体関係者や関係事業者に対し制度のＰＲを行ったほか、設備投資を計画しているリサイクル事業者に対し制度の活用を働きかけたが、実績には繋がらなかった。

今後もリサイクル事業者への働きかけを続け、制度活用に結びつけたい。

６　地域独自の取組の状況及び自己評価（別紙４）

（地域における財政・税制・金融上の支援措置、規制緩和・強化等、体制強化、関連する民間の取組等）

①本県のリサイクル事業者に係る施設整備や研究開発について、県独自の助成制度を設け支援を行ったことにより、産業活動の活性化及び雇用の創出が図られた。

②平成２５年４月に施行された「小型家電リサイクル法」への市町村の参加を促進するため、市町村・事業者の協力を得て、コスト削減の方策や新たな回収スキームなどについて実証試験等を行った結果、法制度の参加を前向きに考える市町村が増えるなどの効果があった。

③リサイクルに対する住民意識の醸成を図るためのイベント開催や、リサイクルを推進するため、類似地域である北海道・北東北４道県の担当者による意見交換会の実施など、本特区の推進を図るため各種事業に取り組んだ。

７　総合評価

平成２５年度は、金属系使用済製品の副産物である廃基板の受入が全国から一定量あり

目標は達成することができた。これは、世界でも有数の本県リサイクル事業者における、レアメタルや貴金属など多種多様な金属資源を回収する技術が活かされた結果である。

また、財政支援を活用した研究開発事業については、既に大手家電メーカーや県外の廃棄物処理業者と提携し再資源化物の受入を行っていることから、この点は特区制度を活用した成果といえ、このような取組が、本県リサイクル関連産業の振興、雇用創出及び県内経済の活性化に貢献するものと考えている。

平成２６年度は、予定している財政支援案件について事業が進められるよう取り組んでいくほか、県独自の助成制度等により、リサイクル関連産業の創出・拡大に対し支援する。また、平成２５年度に実施した課題調査等の結果を基に、自治体や事業者のリサイクルに向けた取組の推進を図るとともに、住民に対しては普及啓発事業等の実施により、リサイクルに対する意識の醸成を図っていく。

以上のような取組を平成２６年度も実施し、本特区の目指す目標である、本県リサイクル関連産業の振興、雇用創出及び県内経済の活性化等に繋げていく。

■目標に向けた取組の進捗に関する評価

			当初（平成23年度）	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
評価指標（1） 特区に搬入されたリサイクル対象となる家電等金属系使用済製品の回収量（秋田県内）	数値目標（1） 30t/年(H22.3) →600t/年(H29.3)	目標値		300t	360t	420t	480t	600t
		実績値	128t	253t	233t			
	寄与度(※)：－（%）	進捗度（%）		84%	65%			
	代替指標の考え方または定性的評価 ※数値目標の実績に代えて代替指標または定性的な評価を用いる場合							
	目標達成の考え方及び目標達成に向けた主な取組、関連事業		・本特区の目標である、レアメタル等資源の集約及び供給基地の形成等のため、家電等金属系使用済製品のリサイクルを推進する必要があることから、平成28年度末までにリサイクル対象となる家電等金属系使用済製品の回収量を600tとすることを数値目標とする。 本特区では、数値目標を達成するため、平成25年4月に施行された「小型家電リサイクル法」に沿った取組を全県域で推進していくことと併せ、リサイクル事業の創出・拡大に向け、今後廃棄量が増加すると見込まれる使用済製品等のリサイクルの可能性について、リサイクル事業者等と調査・検討を行っていく。 なお、引き続き特区制度における財政支援を活用した事業の実施や、金融支援の活用の働きかけを行っていくとともに、県独自の助成制度等により、リサイクル事業者の設備投資や研究開発に対する支援を行っていく。					
	各年度の目標設定の考え方や数値の根拠等 ※定性的評価の場合は、数値の根拠に代えて計画の進行管理の方法等		1．県内の回収目標量【H28年度末】 ＝　約3,000トン/年[1]×20%[2]＝600トン/年 [1] 県内で市町村に排出される使用済電気・電子機器等（約3,000トン/年） ・中央環境審議会小委員会資料（第5回）資料より試算（排出量/年・人×人口） [2] 目標回収率/県内＝（20%） ・採算性を確保するために国が必要と考えている回収率（20～30%）					
	進捗状況に係る自己評価（進捗が遅れている場合は要因分析）及び次年度以降の取組の方向性		・平成24年度は県全域で環境省の実証事業等に取り組んだ結果、一定の回収量を確保したのに比べ、平成25年度は4月に「小型家電リサイクル法」が施行されたが、国において法に基づく認定事業者（廃棄物処理法における収集運搬処理業の許可不要で小型家電を回収することができる事業者）の認定が遅れ、本県における認定事業者の指定が8月にずれ込んだことや、法制度の周知が全国的に進まなかったことから、使用済小型家電の主な回収者である市町村の参加が思うように進まなかったため、使用済小型家電に限っては、前年度に比べ回収量が大幅に落ち込んだ。 なお、法制度に基づく本県の認定事業者と市町村との使用済小型家電の引渡が始まったのが10月（2市）であり、3月末時点でも県内25市町村のうち10市町村に留まっている。 ・一方、金属系使用済製品の副産物である廃基板やミックスプラスチックの受入が一定量あり、特にミックスプラスチックのマテリアルリサイクルは全国的に取組が進んでおらず、今後の取組次第では回収量の増加が見込まれることから、事業者と連携し拡大に向け支援していく。 ・金属系使用済製品の副産物の受入により実績値を押し上げはしたが、小型家電リサイクル法に全県域で取り組めるような体制作りが最も回収量の増加に貢献するものであることから、全市町村が法に参加できるよう取り組んでいくとともに、リサイクル事業拡大に向けた財政・金融上の支援や、県独自の助成制度の活用を働きかけ、目標達成に向けて取り組んでいく。					
	外部要因等特記事項							

年度	回収量（トン）	達成率	備考
24年度	300	50%	小型家電リサイクル法（新制度）が成立
25年度	360	60%	新制度1年目
26年度	420	70%	新制度へ参加する市町村が増える。
27年度	480	80%	新制度へ参加する市町村が順調に増える。
28年度	600	100%	新制度へ参加する市町村が加速する。

※寄与度：一つの評価指標に対して複数の数値目標がある場合、それぞれの数値目標が評価指標に与える寄与度を記入してください。

■現地調査時の指摘事項及びそれに対する取組状況等

［指摘事項］	［左記に対する取組状況等］
委員による現地調査なし	

評価指標（2）
特区に搬入されたリサイクル対象となる家電等金属系使用済製品の回収量（全国）

		当初（平成23年度）	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
数値目標（2） 30t/年(H22.3) →10,000t/年(H29.3)	目標値		300t	1,000t	3,500t	6,000t	10,000t
	実績値	129t	303t	3,594t			
寄与度(※)：－（%）	進捗度（%）		101%	359%			

代替指標の考え方または定性的評価
※数値目標の実績に代えて代替指標または定性的な評価を用いる場合

目標達成の考え方及び目標達成に向けた主な取組、関連事業

・本特区の目標である、レアメタル等資源の集約及び供給基地の形成等のため、家電等金属系使用済製品のリサイクルを推進する必要があることから、平成28年度末までにリサイクル対象となる家電等金属系使用済製品の回収量を10,000tとすることを数値目標とする。
本特区では、数値目標を達成するため、本特区エリア外からの回収を強化する必要があることから、今後廃棄量の増加が予想される未利用資源にスポットを当て、リサイクルシステム構築に向けた調査・検討を行っていくほか、リサイクル事業者に、特区制度における財政支援や県独自の助成制度の活用を促し、リサイクル事業の創出・拡大に対し積極的に支援していく。

各年度の目標設定の考え方や数値の根拠等
※定性的評価の場合は、数値の根拠に代えて計画の進行管理の方法等

申請時における数値目標のイメージ

自治体	人口 H22.10.1現在	地域	排出量予測 人口*2.75kg （100トン未満切り捨て）	回収率（%）					回収量（トン）（10トン未満切り捨て）				
				24	25	26	27	28	24	25	26	27	28
北海道	5,506,419	北海道	15,100	0	1	2	4	6	0	150	300	600	900
青森県	1,373,339	東北	3,700	0	2	4	6	10	0	70	140	220	370
岩手県	1,330,147	東北	3,600	0	2	4	6	10	0	70	140	210	360
宮城県	2,348,165	東北	6,400	0	2	4	6	10	0	120	250	380	640
秋田県	1,085,997	東北	3,000	10	12	14	16	20	300	360	420	480	600
山形県	1,168,924	東北	3,200	0	2	4	6	10	0	60	120	190	320
福島県	2,029,064	東北	5,500	0	2	4	6	10	0	110	220	330	550
茨城県	2,969,770	関東	8,100	0	0	2	4	6	0	0	160	320	480
栃木県	2,007,683	関東	5,500	0	0	2	4	6	0	0	110	220	330
群馬県	2,008,068	関東	5,500	0	0	2	4	6	0	0	110	220	330
埼玉県	7,194,556	関東	19,700	0	0	2	4	6	0	0	390	780	1,180
千葉県	6,216,289	関東	17,000	0	0	2	4	6	0	0	340	680	1,020
東京都	13,159,388	関東	36,100	0	0	1	2	4	0	0	360	720	1,440
神奈川県	9,048,331	関東	24,800	0	0	1	2	4	0	0	240	490	990
新潟県	2,374,450	北信越	6,500	0	1	2	4	6	0	60	130	260	390
評価指標②				東日本					300	1,000	3,430	6,100	9,900

東日本	59,820,590
全国	128,057,352
東日本／全国	47%

※人口は「人口推計」（総務省統計局）より
※排出量の1人あたり2．75kgは環境省中央審議会資料より引用

・本県が提案した規制緩和（廃棄物処理法における収集運搬業の許可不要）の適用が平成25年度からと考え、以降、本県以外の地域から徐々に物が集まってくることを想定。
・地域間における回収率の差は、収集運搬コスト等を考慮し、地域毎に回収率を設定。
回収率 ： 東北 ＞ 北海道・新潟 ＞ 関東 ＞ 東京・神奈川
・本県と東北地域との回収率の差は、本県では実証試験等により既に全市町村で回収に取り組んでいたが、他県では、ごく一部の市町村しか取り組んでいなかったことから、その点を考慮し回収率に差をつけた。
・なお、自己評価にも記載しているが、「小型家電リサイクル法」が施行されたことにより、全国で使用済小型家電の回収が始まり、本特区で当初描いていた使用済小型家電の全国から本県への集約が困難になったことから、今後評価指標等のあり方について検討したい。

	進捗状況に係る自己評価（進捗が遅れている場合は要因分析）及び次年度以降の取組の方向性	・平成25年度は金属系使用済製品の副産物である廃基板について、関東方面から一定量の受入があり、目標を達成することができたが、リサイクル事業者からのヒアリング等によると、今後も3,500t/年（300t/月）前後で推移するとのことであり、新規参入要素は低いと想定される。 ・一方、特区制度の財政支援を活用した、金属系使用済製品から発生するミックスプラスチックのリサイクル事業については、既に大手家電メーカーや県外の廃棄物処理業者等と提携し、ミックスプラスチックの受入が始まっており、今後受入量の増加が見込まれることから、事業者と連携し拡大に向け支援していく。 ・本特区で提案した規制緩和の一部について「小型家電リサイクル法」が施行されたが、全国各地の事業者が法制度に参画していること、本県のリサイクル事業者の対象エリアが本県を含む北東北3県であることから、当初計画では東日本を中心とした受け皿として本県を考えていたが、それが困難な状況であり、今後の目標達成に向け課題となっている。また、北東北3県のエリアにおいても、本県以外は地域の処理業者が回収に動いており、取り込めない状況にある。 ・「小型家電リサイクル法」が施行され、使用済小型家電の回収が全国展開されたことにより、本特区としては優位性を失ったが、今まで廃棄物として処分されていたものが全国でリサイクルの促進が図られるという点では、本県の法施行前からの取組が貢献しているものと考える。 ・本県では、県の施策目標の一つとして、環境・リサイクル事業の立ち上げや拡大等について、県が支援した環境・リサイクル関連企業を対象とした「環境・リサイクル関連対象企業の製造品出荷額」を目標として掲げており、進捗状況として、統計を取り始めた平成15年度の7億円から平成25年度は139億円まで伸びており、順調に本県の環境・リサイクル産業の振興が図られているといえる。 ・課題も抱える本特区ではあるが、今後も金属系使用済製品の受入量増加や新規事業展開に対する施設整備・研究開発に対し、特区制度の財政支援・金融支援の活用を働きかけていくとともに、県独自の助成制度を活用するなど、本特区でも積極的に支援を行っていく。
	外部要因等特記事項	

※寄与度：一つの評価指標に対して複数の数値目標がある場合、それぞれの数値目標が評価指標に与える寄与度を記入してください。

■現地調査時の指摘事項及びそれに対する取組状況等

［指摘事項］	［左記に対する取組状況等］
委員による現地調査なし	

目標達成に向けた実施スケジュール
特区名：レアメタル等リサイクル資源特区

	年	H24	H25	H26	H27	H28
	月	4 5 6 7 8 9 10 11 12	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12
全体	総合特区計画の認定	●9月20日認定		●3月28日変更認定		
	規制の特例措置の実現	●小型家電リサイクル法制定	●法施行（広域リサイクルの開始） ●ニーズの把握調査 ⇒ 新たな特例措置の提案（随時） ⇒ 国と地方の協議			
	財政支援事業の実施	●財政支援要望（随時） ⇒ 各省協議成立 ⇒ 事業実施				
	金融支援事業の実施		●事業周知、事業者への働きかけ ⇒ 金融支援事業の活用（随時） ⇒ 事業実施			
	地域独自の取組	●助成制度（補助金・融資）による支援	●特区推進事業の実施（課題調査・リサイクル可能性調査・普及啓発）			
事業1	規制の特例措置等					
	○ 小型家電リサイクル法の成立～施行	●8月公布 ⇒ 3月政省令公布	●4月法施行 ●法に基づく認定事業者の認定 ⇒ 自治体との引渡契約 ⇒ 事業実施 （自治体の法への参加推進）			
	○ 新たな特例措置等の提案		●リサイクル事業者、自治体に対するニーズの把握（ヒアリング等） ●国と地方の協議（春、秋）			
事業2	財政支援事業					
	○使用済小型家電プラスチックの高度選別による新型雨水貯留槽の製品化事業 ・財政支援措置要望 ・研究開発、実証試験 ・リサイクル事業実施		●要望 ⇒ 公募採択（NEDO：イノベーション実用化支援事業） ●技術開発 ●実施設計 ●装置製造 ●実証試験（分析・検証） ●事業実施			
	○太陽光発電システムの広域リサイクルネットワーク構築事業 ・財政支援措置要望 ・太陽光パネルメーカー等との協議 ・研究開発、実証試験			●要望 ⇒ 公募採択（NEDO：太陽光発電リサイクル技術開発プロジェクト（低コスト撤去・回収・分別技術調査）） ●メーカー等との協議 ●試験的な広域リサイクルの実施		
	○新たな財政支援事業の提案		●財政支援案件の掘り起こし、リサイクル事業者に対するニーズの把握（ヒアリング等） ⇒ 要望（随時）			
事業3	金融支援事業					
	○ 金融支援事業の活用に向けた取組		●関係機関と連携した設備投資等の案件掘り起こし及び制度活用の働きかけ ⇒ 申請（随時） （指定金融機関指定手続き）			
事業4	地域独自の取組					
	○助成制度（補助金・融資）による支援 ・環境調和型産業集積支援事業／補助金 ・がんばる中小企業応援事業／補助金 ・あきた企業立地促進助成事業／補助金 ・新事業展開資金（事業革新制度）／融資	●審査会による交付決定（毎年度） ●審査会による補助対象事業者の指定（随時） ●審査会による融資対象事業者の指定（随時）		●審査会による補助対象事業者の指定（毎年度）		
	○特区推進事業の実施 ・小型家電リサイクル制度に関する課題調査 ・新たなリサイクル事業可能性調査 ・普及啓発事業	●住民を対象としたイベントの開催（県内）、事業者等を対象としたイベントへの出展（県外）	●調査検討・実証試験 ⇒ 市町村の法制度への参加促進 ●実態調査・検討 ⇒ 事業者への情報提供 ⇒ 事業に対する働きかけ（特区制度（財政・金融）や県助成制度等の活用）			
	○規制の特例措置等 ・条例等に関する特例措置 ・条例等の運用	●ニーズの把握調査 ⇒ 新たな特例措置の提案（随時） ⇒ 県関係部署との協議 ●ニーズの把握調査 ⇒ 条例等の運用に関する提案（随時） ⇒ 県関係部署との協議				

注1）工程表の作成に当たっては、各事業主体間で十分な連携・調整を行った上で提出すること。
注2）特に翌年度の工程部分については詳細に記載すること。

■規制の特例措置を活用した事業の実績及び評価

特定国際戦略（地域活性化）事業の名称	関連する数値目標	事業の実施状況	直接効果 （できる限り数値を用いること）	自己評価	規制所管府省による評価
【該当なし】					規制所管府省名：＿＿＿＿＿＿ □　特例措置の効果が認められる □　特例措置の効果が認められない ⇒□要件の見直しの必要性あり □　その他 ＜特記事項＞

※関連する数値目標の欄には、別紙1の評価指標と数値目標の番号を記載してください。

■国との協議の結果、全国展開された措置を活用した事業の実績及び評価

全国展開された措置の名称	関連する数値目標	事業の実施状況	直接効果 （できる限り数値を用いること）	自己評価	規制所管府省による評価
【該当なし】					規制所管府省名：＿＿＿＿＿＿ ＜参考意見＞

■国との協議の結果、現時点で実現可能なことが明らかとなった措置による事業の実績及び評価

現時点で実現可能なことが明らかとなった措置の概要	関連する数値目標	事業の実施状況	直接効果 （できる限り数値を用いること）	自己評価	規制所管府省による評価
産業廃棄物管理票（マニフェスト）の送付期限緩和	数値目標（1） 数値目標（2）	・国との協議の結果、特区内で行う家電等金属系使用済製品の広域回収にあたっては産業廃棄物管理票（マニフェスト）の送付期限を緩和するという提案について、自治体の運用により、生活環境保全上の支障が生じない範囲で送付期限を越えての金属系使用済製品の保管も可能であることが確認できたことから、この見解に基づき、県内のリサイクル事業者にニーズの把握を行ったものの、現状では期限の緩和を要するほどの受入需要はなく、送付期限内の処理に支障はないとのことである。 ・運用方針に係る協議について、本県廃棄物担当部署からは具体的な事例を示すよう求められていることから、現状では検討には至っていない。	・回収した金属系使用済製品を経済的に成り立つ形でリサイクルするためには、少量では効率が悪く、ある程度の量を確保する必要がある。 ・産業廃棄物管理票の送付期限を越えての保管が可能になれば、長期保管することができ、上記の課題を解消することができる。	・受入数量の多い原料は有価物のため、廃棄物処理法の適用は受けていないことから、本事業の運用には至っていない。 ・今後もリサイクル事業者からのニーズを把握しながら、本事業に該当し、かつ適用することにより本特区の目標達成に寄与する案件があれば、県当局と運用について検討を行っていきたいと考えている。	規制所管府省名：環境省 規制協議の整理番号：626 ＜参考意見＞

■上記に係る現地調査時指摘事項

［指摘事項］	［左記に対する取組状況等］
委員による現地調査なし	

■財政・税制・金融支援の活用実績及び自己評価（国の支援措置に係るもの）

財政支援措置の状況

事業名	関連する数値目標	年度	H23	H24	H25	累計	自己評価
使用済小型家電プラスチックの高度選別による新型雨水貯留槽の製品化事業	数値目標（1） 数値目標（2）	財政支援要望	0 （千円）	108,310 （千円）	0 （千円）	108,310 （千円）	・使用済小型家電を破砕して発生するプラスチックをマテリアルリサイクルするためには、細かくなった混合破砕品（ミックスプラスチック）をプラスチックと金属類に分離回収する技術が求められていたが、従来は、その技術が確立されていなかったため、特区制度の財政支援を活用して、技術を確立するための研究開発を行い事業化に繋がった。 ・現在は、既に大手家電メーカーや県外の廃棄物処理業者等と提携し、ミックスプラスチックの受入が始まっており、今後も受入量の増加が見込まれる。 ・本事業において開発された新型雨水貯留槽は、製造コストが低減され、かつ現状に比べ高強度な製品を製造することが可能になった。また、雨水貯留槽は、建築用部材としても注目を浴び、販売数量が伸びてきていることから、リサイクル事業の拡大が見込まれ、本特区の目指す目標であるリサイクル産業の振興及び経済経済の活性化に寄与するものである。
		国予算(a) （実績）	0 （千円）	72,206 （千円）	0 （千円）	72,206 （千円）	
		自治体予算(b) （実績）	0 （千円）	0 （千円）	0 （千円）	0 （千円）	
		総事業費 (a+b)	0 （千円）	72,206 （千円）	0 （千円）	72,206 （千円）	

税制支援措置の状況

事業名	関連する数値目標	年度	H23	H24	H25	累計	自己評価
【該当なし】	－	件数	0	0	0	0	・現時点で、現在の特区の取組の中での活用は予定していない。今後、地域協議会の中での要望などあれば、必要な税制支援制度の創設等について提案していく。

金融支援措置の状況

事業名	関連する数値目標	年度	H23	H24	H25	累計	自己評価
レアメタル等リサイクル推進事業（地域活性化総合特区支援利子補給金）	数値目標（1） 数値目標（2）	件数	0	0	0	0	・関係者とコンセンサスを図るため、地域協議会において自治体関係者や関係事業者に制度のPRを行った。（1回） ・本県でリサイクル事業に関する設備投資等を計画している事業者に対して、制度の活用について働きかけを行った。（県助成制度の相談時や企業訪問時等において10回程度） ・上記により制度のPRや働きかけを行ったものの実績には繋がっていない。実績に繋がらない理由として、①5年以上融資を継続しなければならない、②金融支援以上の利率で融資を受けなければならない、③応募額が融資枠を上回った場合減額されてしまうことなどが挙げられる。 ・制度融資の規模が年々縮小している状況で、どこまで活用を図れるかは不透明ではあるが、今後も事業者への働きかけを続け、制度活用に結びつけたい。

■上記に係る現地調査時指摘事項

［指摘事項］	［左記に対する取組状況等］
委員による現地調査なし	

地域独自の取組の状況及び自己評価（地域における財政・税制・金融上の支援措置、規制緩和・強化等、体制強化、関連する民間の取組等）

■財政・税制・金融上の支援措置

財政支援措置の状況

事業名	関連する数値目標	H25総事業費：	自己評価	自治体名
環境調和型産業集積支援事業／補助金	数値目標（1） 数値目標（2）	H25総事業費：140，100千円 （内訳：自治体47,500千円／民間92,600千円）	施設整備及び普及啓発のリサイクル事業に取り組む県内企業5社に対して助成を行い、新たな設備投資、雇用の創出等が図られた。 なお、施設整備助成については、83,000千円程度の経済効果が見込まれる。	秋田県
あきた企業立地促進助成事業（環境・エネルギー型、資源素材型）／補助金	数値目標（1） 数値目標（2）	H25総事業費：200，184千円 （内訳：自治体11,000千円／民間189,184千円）	新規雇用案件（3件）に助成を行ったほか、特区内での設備投資案件（2件）について補助対象企業に指定した。※設備投資案件は、事業完了後補助金交付（H26交付予定） なお、新規雇用案件については、44名の雇用創出が図られたほか、今後行われる設備投資案件では、数十億円程度の経済効果と約40名程度の雇用創出が見込まれることから、本事業は県内リサイクル関連産業の振興及び県内経済活性化に寄与すると考える。	秋田県

税制支援措置の状況

事業名	関連する数値目標	実績	自己評価	自治体名
資源リサイクル関連産業における不動産取得税の課税免除	数値目標（1） 数値目標（2）	【非公表】	本県の助成制度と併せ、要件を満たす設備投資等に税制面でも優遇することにより、企業の投資活動を促進し、本特区の取組を推進するため、設備投資等を計画している事業者に対して、助成制度も含め周知を図っていく。	秋田県
資源リサイクル関連産業における固定資産税の課税免除	数値目標（1） 数値目標（2）	【非公表】	本県の助成制度と併せ、要件を満たす設備投資等に税制面でも優遇することにより、企業の投資活動を促進し、本特区の取組を推進するため、設備投資等を計画している事業者に対して、助成制度も含め周知を図っていく。	秋田県内12市町村

金融支援措置の状況

事業名	関連する数値目標	実績	自己評価	自治体名
新事業展開資金（事業革新制度）／中小企業向け融資	数値目標（1） 数値目標（2）	平成23～25年度は融資実績なし	ここ数年実績がないため、設備投資等、環境・リサイクル事業に取り組もうと考えている中小企業に対し、融資制度の周知を図っていく。	秋田県

■規制緩和・強化等

規制緩和

取組	関連する数値目標	直接効果（可能であれば数値を用いること）	自己評価	自治体名
【該当なし】				

規制強化

取組	関連する数値目標	直接効果（可能であれば数値を用いること）	自己評価	自治体名
【該当なし】				

その他

取組	関連する数値目標	直接効果（可能であれば数値を用いること）	自己評価	自治体名
【該当なし】				

■体制強化、関連する民間の取組等

体制強化	・県内全市町村（広域組合含む）及び県の産業担当・廃棄物担当の職員とコンセンサスを形成し、リサイクル関連企業の支援等を行うことを目的に、環境・リサイクル産業推進調整会議を毎年開催しており、平成25年度は、環境・リサイクル産業の振興に関する県の取組や、本特区としての取組・制度概要の説明、意見交換等を行った。
	・北海道・北東北地域において、金属等の有用資源リサイクルを推進するため、金属系使用済製品の広域的回収システムの構築やリサイクルを推進するうえでの課題等について、4道県の担当者が集まり意見交換会を開催した。（幹事県：秋田県）
	・本特区を推進し、県内リサイクル関連産業の振興、雇用創出及び県内経済の活性化、資源循環型社会の構築等を図るため、以下の調査、普及啓発事業を実施した。 ①使用済小型家電リサイクル物流最適化事業 ・平成25年4月から施行された「小型家電リサイクル法」への市町村の参加を推進するため、コスト削減の方策や新たな回収スキームなどについて、実証試験を実施したほか、その結果等について調査・検討を行った。このような取組の結果、平成25年度（平成26年3月末）の法制度参加市町村は県内25市町村のうち、10市町村に留まったが、平成26年度は殆どの市町村が法制度に参画する予定であり、事業実施効果が現れたといえる。 ②使用済産業機器等リサイクル可能性調査事業 ・「家電リサイクル法」や「小型家電リサイクル法」で対象とされていない、産業用機器（医療機器、評価分析機器等）のリサイクルについて実態調査を行い、県内での事業化等の可能性について調査・検討を行った。結果として、ある程度の排出量が見込まれ、県内既存施設で処理可能であり、かつリサイクルスキームが構築されていない、小型産業用機器が候補として挙げられるとのことから、今後は排出者やリサイクル事業者等と調査結果を踏まえた検討を行っていく。 ③使用済小型家電リサイクル普及啓発事業 ・平成25年4月から「小型家電リサイクル法」が施行されたことに伴い、広く県民にリサイクル制度を周知し、リサイクルに対する意識の醸成を図るとともに、関連産業の取組等のPRを行うためイベントを開催した結果、住民からボックス設置場所や回収対象品目等の問い合わせがあり、一定の効果があったと思われる。
民間の取組等	・調査事業「使用済小型家電リサイクル物流最適化事業」における回収実証試験に小売業（スーパー、家電小売店）が参加したほか、新たな回収スキームに関して大規模事業所や宅配便事業者も試験に協力し、官民一体となった取組を行った。 ・高校生が主体となり、環境・リサイクルに関する学習会や使用済小型家電の回収試験を実施

■上記に係る現地調査時指摘事項

［指摘事項］	［左記に対する取組状況等］
委員による現地調査なし	